

平成24年（行ヒ）第391号

決定日 平成24年11月27日

申立人 社会福祉法人白百合会

相手方 国

同補助参加人 穂高白百合荘労働組合

同補助参加人 長野県医療労働組合連合会

現判決の表示 東京高等裁判所平成24年（行コ）第51号（平成24年6月26日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

最高裁判所第三小法廷